

バス停留所の命名に関する基準（令和 7 年度募集要項）

バス停留所ネーミングライツとは

バス停留所ネーミングライツとは、企業や店舗などの名称を市内循環バス停留所の名称に使用すること（命名すること。例えば、「〇〇商店前」など。）を指し、市内循環バスの配布用時刻表や市のホームページへの掲載、市内循環バスの車内アナウンスでの案内にその名称が使われます。

1 命名の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

2 募集期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）～令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）

3 命名掲載料

年額 1 2 0, 0 0 0 円（バス停 1 か所につき）

4 募集対象のバス停

別紙「募集対象バス停一覧」のとおり

5 掲載媒体

バス停留所名は次のものに使用し、これらに要する費用は市が負担します。

- (1) バス停留所標識への掲示
- (2) 市が作成する時刻表
- (3) 市が作成するバスルート図
- (4) バス車内放送における停留所の案内

6 バス停名の条件（応募対象者）

希望するバス停に近接している事業所、店舗等が応募対象者となり、その名称がバス停名となります。また、バス停名は、事業所、店舗等の名称の後ろに、必ず「前（バス停旧名称）」を付けることとします。（例）「〇〇商店前（井戸木三丁目）」

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募対象外となります。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされているもの
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされているもの

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

7 申込方法

本募集要項及び「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」の内容をご確認いただいたうえで、所定のバス停留所の命名に関する申請書（第1号様式）（※）と暴力団照会承諾書を上尾市役所交通防犯課（市役所本庁舎4階）へ提出して下さい。

（※）個人の場合にあっては本人であることを示す書類の写し、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書及び代表者印の印鑑証明書を添えてください。

8 命名の決定

市では、申込受付後、内容等について審査のうえ命名の可否を決定し、バス停留所の命名に関する通知書（第2号様式）により、申請者に命名の決定の可否について通知します。通知書を受領後、掲載承諾書（第3号様式）に収入印紙（200円）を貼付の上、ご提出ください。

なお、同一のバス停留所に複数の申請者があり、いずれも命名の要件を満たす場合は、「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」に基づき、抽選により決定します。

9 命名の決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、命名の決定を取り消すことがあります。

- (1) 命名の決定を受けた者が、指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 決定したバス停留所の名称に含まれる店舗名、事業所名、建築物名等が変更されたとき、又は当該店舗等が存在しなくなったとき。
- (3) バス停留所標識の位置の変更があったとき。
- (4) バス停留所標識の管理上特に支障があると認められるとき。

10 掲載料の納付

掲載料については、1年分ごとに、上記3の命名掲載料の額を、市が指定する期日までに納入してください。

11 掲載料の還付

既納の掲載料は還付しません。ただし、次のいずれかに該当し、命名の決定が取り消されたときは、その全部又は一部を還付します。還付する掲載料は、掲載を取り消した日以降の日数で按分し、100円未満は切り捨てた額とします。

- (1) バス停留所標識の位置の変更があったとき。
- (2) バス停留所標識の管理上特に支障があると認められるとき。
- (3) その他命名の決定を受けた者の責めによらない理由により命名の付与の決定が取り消されたとき。

1 2 責任

命名の決定を受けた場合の責任は、以下のとおりです。

- ・当該命名の内容に関する、一切の責任。
- ・第三者から当該命名に関連する苦情の申立て、損害賠償の請求等があったときは、命名の決定を受けた者の責任及び負担において、これを解決しなければならない。

1 3 その他

- ・ 詳細な条件等については、「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」をご確認ください。
- ・ 政治や宗教に関するもの、公序良俗に反するものなどは掲載できません。
- ・ ご不明な点がありましたら、交通防犯課までお問い合わせください。